⑤　運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

（注意事項）

1　権利者（特定投資家を除く。）に権利が属する運用財産の運用として対象有価証券（第130条第３項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）に投資している場合に、投資先ファンドの種類（投資先となる対象有価証券の種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びにファンド関係者（当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この注意事項において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者等をいう。以下この注意事項において同じ。）のうちに関係会社がある場合には、当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び提出会社との関係内容を記載すること。また、ファンド関係者のうちに関係会社がない場合には、「無」と記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要しない。

2　基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

⑥　運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ　時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時価を把握することが困難である投資対象の保有額	割合
株式	百万円	百万円	%
公社債券			%
受益証券			%
信託受益権			%
その他の有価証券			%
その他の資産（現金・預金を含む。）			%
全体			%

（注意事項）

運用財産が保有する投資対象の区分ごとに、投資対象の保有額、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている者をいう。）から価格を入手できない等、時価を把握することが困難と認められる投資対象の保有額及び当該保有額の投資対象の保有額に占める割合（小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載すること。）を記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要しない。

ロ　時価を把握することが困難である理由

⑦　対象有価証券の名義人の状況

名義人の名称	関係内容	理由

（注意事項）

1　運用財産の管理について、権利者が信託会社等（第130条第１項第15号に規定する信託会社等をいう。以下この注意事項において同じ。）への信託を行うものであって、当該運用財産の運用に関し投資した対象有価証券（同条第３項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）の名義人が権利者又は信託会社等でない場合、当該名義人の状況について、名義人ごとに記載すること。

2　「名義人の名称」の欄には、対象有価証券の名義人の商号又は名称を記載すること。

3　「関係内容」の欄には、投資一任契約に係る業務を行う者と名義人との関係内容について記載すること。

4　「理由」の欄には、対象有価証券の名義人が権利者又は信託会社等でない理由について記載すること。

⑵1　投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況

①　投資信託の設定、解約及び償還の状況

区分	設定		解約	償還		期中増減	残存	
	ファンド数	元本額		ファンド数	元本額		ファンド数	元本額
単位型投資信託		百万円	百万円		百万円	百万円		百万円
追加型投資信託								
株式投資信託計								